(21)　高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路（118の5－B）」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(22)～(25)　（略）

2　（略）

3　規制標識

(1)・(2)　（略）

(3)　「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)～(8)　（略）

4　（略）

(四)～(六)　（略）

二・三　（略）

四　その他

(一)　取付け方等

1～4　（略）

5　区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

6　（略）

7　可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色（画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色）の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

(二)　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

(21)　高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路（118の4－B）」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(22)～(25)　（略）

2　（略）

3　規制標識

(1)・(2)　（略）

(3)　「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)～(8)　（略）

4　（略）

(四)～(六)　（略）

二・三　（略）

四　その他

(一)　取付け方等

1～4　（略）

5　区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。

6　（略）

7　可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色の正方形又は長方形の背板を設けることができる。

(二)　（略）